

令和3年11月定例会 総務委員会（事前）

令和3年11月22日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第9号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

小澤警察本部長

私からは、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

本年10月末現在、刑法犯認知件数は1,913件、去年同期比マイナス125件と新型コロナウイルス感染拡大による人々の行動変容等、様々な社会的影響が見られた昨年中の件数を割り込むペースで減少しております。

その一方で、高齢者を中心に幅広い年齢層で被害が発生している特殊詐欺事件は、10月末現在、被害件数33件、被害額6,864万円と昨年同期に比べ、いずれも増加しております。主な手口といたしましては、昨年中には被害が見られなかった介護保険料等の還付名目で現金をだまし取る還付金詐欺が12件発生しており、その全てが65歳以上の高齢者の被害となっております。さらに、高齢者が被害にあった手口の多くは、犯人からの固定電話機への電話を発端としたものであったという特徴がありました。

こうした状況を踏まえ、県警察といたしましては、関係機関と連携の上、留守番電話機能の活用や防犯機能付き電話の設置を県民の皆様呼び掛けるとともに、タイムリーな広報啓発活動を推進して被害の未然防止に努めるほか、犯行グループやその周辺者に対する取締りを強力に推進してまいります。

また、DVや児童虐待事案等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、引き続き、関係機関と連携の上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は、重要犯罪の徹底検挙です。

殺人、強盗などの重要犯罪は、10月末現在、認知件数21件、検挙件数18件、検挙率85.7パーセントとなっております。

重要犯罪等の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には本部と警察署の捜査員を集中運用するなど早期解決に努めているところです。

これから年末年始にかけて金融機関を狙った強盗事件等の発生も懸念されることから、12月1日から1月10日までの間、年末年始特別警戒を実施し、金融機関やコンビニエンスストアへの立ち寄り警戒のほか、自主防犯団体との連携によるパトロールを強化し、事件、事故の未然防止に努めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止です。

交通事故死者数は、昨日現在30人と昨年に比べ11人増加し、人口10万人当たりの死者数が全国ワースト1位という極めて厳しい状況となっております。

発生した交通死亡事故の特徴は、依然として全交通事故死者に占める高齢者の割合が高いほか、車両単独による自損事故や歩行者が犠牲となる事故が昨年に比べ増加しております。

県警察では、本年も12月10日から1月10日までの間実施される年末年始の交通安全県民運動において、交通安全キャンペーン等による高齢者の安全対策をはじめ、重大事故につながる飲酒運転や暴走行為等の危険な交通違反の取締りを強化し、悲惨な交通事故を1件でも減らすことができるよう努めてまいります。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

本年7月、静岡県熱海市で多くの犠牲者を出した豪雨災害が発生しました。また、本県では9月、県南部を中心とした線状降水帯の形成を伴う豪雨により浸水被害が発生したところです。今後、冬場に向けては、積雪等による各種災害も懸念されます。

各警察署では、あらゆる事態に対して迅速かつ的確な対処がとれるよう、自治体や消防署等との情報交換に努め、有事に備えているところです。

第5は組織基盤の強化です。

令和2年より進めております地域警察再編計画につきましては、本年4月、阿波吉野川署と牟岐警察署管内の五つの駐在所を24時間体制の二つの交番に再編いたしました。今後も犯罪情勢や地域情勢の変化に対応した再編に配意し、着実な計画の推進に努めてまいります。

また、現在、落ち着きを見せている新型コロナウイルス感染症に関しましては、今後、感染の再拡大も懸念されることから、引き続き、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、職員が感染した場合における業務継続に向けた組織運営にも配意してまいります。

以上、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本生活安全部長

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

お手元の総務委員会説明資料の1ページを御覧ください。

本条例案は、銃砲刀剣類所持等取締法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の

一部が改正されたことに伴い、クロスボウが新たに規制の対象となったことから、その所持の許可及び当該許可の更新の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要があるものでございます。新たに定める手数料につきましては改正の概要のとおりでございます。なお、本条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律などの施行日であります令和4年3月15日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

生原首席参事官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告いたします。

お手元の総務委員会説明資料の3ページを御覧ください。

交通事故が1件です。

徳島名西警察署員の運転する捜査用運搬車が駐車場で後退中、駐車してあった車両に接触した物損事故であり、賠償金額41万5,400円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

平岡警務部参事官兼総務課長

報告事項はございません。

井下委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

原委員

先ほど生活安全部長から、銃刀法の改正に伴う手数料条例の一部改正について説明がありました。改正の背景には、兵庫県等でクロスボウを使った凶悪事件が発生したことを受け、殺傷能力の高いクロスボウを銃刀法で規制するものだと思いますが、手数料条例の一部改正の概要をはじめ、クロスボウが銃刀法でどのように規制されるのかなど、詳しく御説明願いたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員から御説明のありましたとおり、昨年6月、兵庫県においてクロスボウを使用した殺傷事件が発生したこと等を踏まえまして、クロスボウの所持等の規制に関して銃刀法の所要の改正が行われ、令和4年3月15日に施行されるところでございます。

法改正の概要につきましては、クロスボウを所持禁止の対象としまして、標的射撃等一定の用途に供するための所持につきましては、都道府県公安委員会の許可制とするほか、クロスボウの保管等に関する規制が設けられるところでございます。

また、許可を受けた後も3年ごとに所持許可の更新を行う必要があるほか、新規許可や

所持許可の更新の際には、それぞれ都道府県公安委員会が行う講習の受講が義務付けられるところでございます。

なお、クロスボウを不法所持した場合の罰則につきましては、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっているところでございます。

原委員

次に、クロスボウが銃刀法で規制されることによって、どのような事務手続が必要になり、どのような手数料が発生するのかと、手数料条例の一部改正の概略について説明をお願いしたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

銃刀法の改正でクロスボウが新たに規制の対象となったことに伴いまして、銃砲刀剣類の所持の許可申請等の手数料を定める徳島県警察関係手数料条例の一部改正を行いまして、改正法の施行日に合わせ令和4年3月15日から施行する予定としております。

条例案の手数料の内容につきましては、手続が四つございます。

一つ目が、クロスボウの所持許可申請に対する手数料としまして、初めて許可を受ける場合が1万500円、既に所持許可を受けている人が追加で許可を受ける場合が6,800円。二つ目が、クロスボウの所持許可更新申請に対する手数料としまして、許可証の交付を伴う場合が7,200円、許可証の交付を伴わない記載の場合が6,800円。三つ目が、クロスボウの取扱いに関する講習会の受講に関する手数料としまして、初めて受講する場合が6,900円、更新時に受講する場合が3,000円、四つ目が、クロスボウの射撃練習を行う資格認定の申請に対する手数料としまして9,300円を新たに規定することとしております。

原委員

そもそも、クロスボウの流通は十分に把握できていないと思っております。規制を掛ける以上、販売店や関係団体と情報共有するなどして所有者を把握することが必要不可欠ではないかと考えますが、クロスボウの所有者を把握するために、販売店や関係団体とどのように連携を図っているのか、詳しく教えていただけますか。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員が御指摘されましたとおり、改正法を適正に運用するため、県内におけるクロスボウの所有者を把握する必要があるものと認識しております。これまでに県内においては、クロスボウの販売店及び関連団体の存在について確認されていないことから、販売経路等からの購入者等の把握や、関連団体等を通じた競技者等の把握が困難でございます。

今後、銃砲販売店や射撃場におきまして、クロスボウ所持者に関する情報を把握できる場合が考えられるため、これら関係事業者等との間で必要な情報を適切に共有するなど、連携した対応に努めてまいりたいと考えております。

原委員

改正銃刀法が施行されるのは令和4年3月15日と承知しておりますが、新聞報道等によ

ると、改正銃刀法公布日の本年6月16日から3か月間で、廃棄希望者のクロスボウを全国で950丁、徳島県でも7丁を引き取ったとありますが、現在もクロスボウの引取りは行っているものと思います。改正銃刀法施行後に、自宅からクロスボウが発見されたという事態も想定されると思いますが、仮に現在、クロスボウを所持している方がいるとして、どのような手続を踏んでいけばいいのか、教えてください。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

改正銃刀法の施行前から現にクロスボウを所持している場合につきましては、法律の施行日から6か月間は経過措置によりまして不法所持に問われることはありませんが、その期間内に所要の手続を行う必要がございます。

手続の内容につきましては、経過措置の期間内である令和4年9月14日までに、所持許可を受ける手続を行う、所持許可を受けた者に譲り渡す、廃棄する、この三つのいずれかの措置をとる必要があるところでございます。

なお、クロスボウを廃棄する場合につきましては、警察署におきまして無償で回収することとしております。本年10月末現在、県内でクロスボウを所持する方から合計11丁を回収しているところでございます。

原委員

趣味や娯楽としてクロスボウを入手した方がほとんどではないかと思います。改正銃刀法の施行に向けて、警察庁や県警では、マスメディアを通して情報発信してきたと思いますが、周知が十分ではないと思っております。周知が十分でなかったために、うっかりと法律違反を犯してしまったということがあってはならないと思いますので、より広く県民へ周知し浸透を図っていく必要があると思います。

今後、銃刀法や手数料条例の一部改正をどのように県民の皆様に周知していくのか、教えていただきたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

銃刀法改正内容の周知につきましては、県警ホームページに銃刀法の改正の概要及び警察におけるクロスボウの無償回収の方法を掲示しているところでございます。

また、広報用ポスターを警察施設に掲示するとともに、県庁、市町村役場をはじめ、銃砲販売店、射撃場等に同ポスターの掲示を依頼するなど、幅広く県民への周知を行っているところでございます。今後、更に周知を図ってまいりたいと考えております。

原委員

しっかりと県民の皆様に周知していただいて、法律違反がないように、今後よろしくお願ひしたいと思います。

井川委員

先ほど、本部長から特殊詐欺に関する報告があったんですけれども、いわゆるオレオレ詐欺です。特殊詐欺では毎年億単位前後の被害があると承知しているのですが、近年では

暴力団の資金源になっているとの報道もありますし、県警としても様々な対策をしていると思いますが、毎年毎年、新手の詐欺が出てきまして、なかなか決定的な打開策がないようです。

犯人の検挙も大事であります、やはり被害に遭わないこと、遭わせないことが一番大事だと思います。そこで、未然防止の観点から質問させていただきます。相変わらず高齢者の被害が多いようではありますが、その多くが犯人からの固定電話機への電話が発端となったものであると県警本部長から説明がありましたが、高齢者の被害状況について、被害件数や被害額等について詳しい説明をお願いしたいしたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

本年10月末における県内の特殊詐欺被害につきましては、認知件数が33件、被害額が約6,864万円と、前年同期よりも認知件数が11件、被害額が約1,200万円増加しているところでございます。このうち、高齢者の被害につきましては、認知件数が19件で全体の6割、被害額が約4,500万円と全体の7割を占めている状況でございます。

高齢者被害の手口につきましては、介護保険料の還付等の手続を装いATMを操作させて金銭をだまし取る還付金詐欺が12件、有料サイトの未払料金や老人ホームの入居権をめぐる架空のトラブル解決費用等を請求する架空料金請求詐欺が7件という状況でございます。また、高齢者被害19件のうち、15件が自宅の固定電話で犯人からの電話を受けたことに端を発しており、犯人からの電話を直接受けないことが被害を防止する上で重要であると認識しております。

井川委員

高齢者が直接電話に出たらいろいろと大変なことになりますね。

最近、金融機関の職員さんやコンビニ店員さんなどが、被害者に声を掛けて現金の振込を未然に防止したと警察署長から表彰を受けたと新聞記事やマスコミ関係で再三目にするようになりました。

従来、県警察では被害の発生件数や被害総額などの被害状況に関して広報していますが、どのくらい被害を防げたのかという広報は余り耳にしていらないと思います。今年に入って、金融機関やコンビニ等の協力により、どの程度の被害を防げたのか、件数や被害を免れた金額についてお聞かせいただきたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

本年10月末現在で、県内において特殊詐欺被害の未然防止につながった阻止件数を49件把握しております。阻止金額は約1,000万円となっております。

未然防止の主なものにつきましては、被害者がコンビニエンスストアで電子マネーを購入する際に店員が声掛けをしたものや、被害者が携帯電話で通話をしながらATMを操作しているのを不審に思った金融機関の職員や一般人が声掛けを行うなどして、被害を未然に防止したものでございます。

井川委員

49件はすごい。これは有り難い話です。金融機関やコンビニ等で被害を阻止した事例を見ると、県民の皆さんの特殊詐欺への被害未然防止に対する意識が徐々に高まってきていると感じます。

確かに、はやっている手口等の被害に関する広報も大事ですが、こうした未然防止できた事例をSNS等を活用して積極的に情報発信していくことで、より県民の皆さんへ浸透していくのではないかと思います。こうやって防ぎました、こういうときにこんなふうに声を掛けましたといったことも、もう少し知らせていただきたいと思います。どのようにお考えかお聞かせください。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

特殊詐欺被害の未然防止に協力していただいた方に対しましては、警察署長感謝状を贈呈しまして、マスコミ広報に加えて、県警のホームページやSNSに贈呈式や未然防止に至った状況等を掲載するなどして広く県民に紹介しているところでございます。

今後更に、各種講習会等の機会を通じまして、未然防止事例を積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

井川委員

冒頭にも話したんですが、特殊詐欺事件に対する決定的な打開策がなかなかない。打開策をしたら、次の新手の手口ができるということで大変だと思いますが、県民への情報発信や事件検挙等の両輪で地道にやっていくほかないと思います。

県警として特殊詐欺事件に対して総合的にどのような対策を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

山本生活安全部長

特殊詐欺事件に対する県警察の総合的な対策についてでございます。

特殊詐欺の被害防止につきましては、県民の方々の貴重な財産を守る重要な課題と認識しているところでございます。県警察では、被害の発生状況に応じた官民一体となった被害防止対策を推進するとともに、犯行グループやその周辺者の取締り、犯行に使用された携帯電話や預貯金通帳等の利用制限措置等の犯行ツール対策を推進しているところでございます。

今後とも、関係機関、民間事業者等の協力を得ながら被害防止と取締りの両面による対策を鋭意推進してまいります。

井川委員

高齢者や生活弱者といった生活の厳しい方がこつこつとためてきた金をこういう形でだまし取られるというのは腹が立っておれんような話であります。

県民の貴重な財産を守るというのは県警の使命であると思います。今後とも県警には常に高いアンテナを張っていただいて迅速、的確な情報発信を行って、徹底した犯人検挙をよろしくお願いしたいと思います。

東条委員

先ほど本部長が、DVや虐待の増加について言われておりましたけれども、今年の夏、7月から9月にかけてコロナの患者数がすごく増えまして、どうしても家にいると言うか、自粛とか在宅ワークが増えて、夫婦が顔を合わせる機会が多くなっていると思うんです。それに比例してDV事案も増加していると思うんですけれども、今年のDV事案の認知件数と昨年と比べて同期でどういうふうになっているのかが分かれば教えてください。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

本年10月末現在で、県警察におきまして認知したDV事案の件数は418件でありまして、前年同期比で55件増加しているところでございます。

東条委員

それだけ増えているという中です。

警察がどこまで介入するかは状況によると思うのですけれども、命の危険を察知したとき、どういうふうに対応されるのか。また、性犯罪の場合、二次被害というのがありまして、女性被害者には女性に対応していくといった配慮や専門的な知識や技術も必要だと思うんですけれども、県警察の被害者の支援体制、例えば心理士の資格を持っている方とか特別な講習とかを受けた職員が配置しているなど、そういう支援体制、支援活動はどうされているのか、教えていただけますか。

平岡警務部参事官兼総務課長

犯罪被害者への支援体制等についての御質問でございます。

県警察における支援体制は、警察本部内に、階級は警視の者ですが、室長を置いております。この室長以下12人体制の犯罪被害者支援室を設置しますとともに、各警察署には、経験や能力等を踏まえまして、県下で158人の警察職員を指定被害者支援要員に指定しております。これらの支援員の中には、公認心理師でありますとか臨床心理士の資格を有する職員7人を配置しておりまして、支援体制の充実に努めているところでございます。

支援員の主な活動についてでございますが、事件、事故が発生した際の現場臨場や家族等への連絡、また病院の手配や付添い、事情聴取等の補助、自宅等への送迎、刑事手続の概要説明など、被害者等の要望に応える活動を実施しているところでございます。

これら支援について、令和2年中には、殺人や傷害等の112件の事件に関し418回の支援を実施しております。なお、本年10月末現在では102件の事件について376回実施しているところでございます。

東条委員

支援体制をきっちり進めていただいているということを確認させていただきました。

連絡が入りますと事情聴取に警察に行かれると思うんですけれども、妻は何にも話せないような状態で、夫のほうは何もなかったと言ったり、暴力の場合は外に見えないような暴力をしている場合があります。警察が帰った後の暴力がまたひどいというようなこともよくお聞きします。警察が立ち入るほどの暴力に関しては、できるだけ引き離すという

ことをしていただきたい。できたら妻を保護していただいて、落ち着くまで対応していただくというような手立てを取るような配慮をしていただけたらと思います。それと、性被害の場合は、本人が本人でなくなるような状況になっています。その人が人生を取り戻せるかどうかのすごく大事な核になりますので、警察には威厳というのがありますが、対応の仕方が大切だと思いますので配慮をしていただくように要望しておきたいと思います。

次の質問になります。

今日、紫のパープルリボンを付けているんです。女性に対する暴力をなくす運動ということで、12日から25日まで期間中なんですけれども、DVに気付くとか、DVを少しでも減らしていくために、警察としても何か取組をされているのですか。それについてもちょっと教えていただきたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ただいま委員から御説明がありましたとおり、毎年、11月12日から同月25日までの2週間、内閣府等の主唱によりまして、女性に対する暴力をなくす運動が実施されているところでございます。県警察におきましても、自治体等の関係機関、団体と連携しまして、各種相談窓口の周知と啓発活動を行っているところでございます。

今年度は、運動期間の初日であります11月12日に、JR徳島駅前におきまして防犯ボランティア団体及び女性保護協議会員のほか、徳島インディゴソックス選手の参加を得まして、通行人に啓発チラシを配布した上、相談窓口の周知や性被害防止を呼び掛ける広報啓発キャンペーンを行ったところでございます。

今後とも、関係機関や関係団体と連携しまして効果的な啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

東条委員

関係団体と連携して広げていくということです。やっぱり気付くことが大事だと思いますので、周知していただくように要望して終わります。

井下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時04分）